愛媛県報

平成14年８月６日火曜日　第1379号

発行　愛　媛　県

印刷　岡田印刷株式会社

◇　目　　次　◇

規　　則

○　愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 915

告　　示

○　特約業者の指定の取消し…… 915
○　新たに生じた土地の確認（津島町）…… 915
○　字の区域の変更（　〃　）…… 916
○　県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（２件）…… 916
○　義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧…… 916
○　漁業の許可又は起業の認可の申請期間…… 917

規　　則

○愛媛県規則第53号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

ふっ素	検液１リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表６に掲げる方法
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表７に掲げる方法

別表第２に次のように加える。

ふっ素	１リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表６に掲げる方法
ほう素	１リットルにつき１ミリグラム以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表７に掲げる方法

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成14年10月１日から施行する。

（土砂基準及び水質基準に関する経過措置）

２　この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第２号。以下「条例」という。）第９条又は第14条第１項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者（次項に規定する者を除く。）又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第７条第２項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第３項の水質基準については、新規則別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　この規則の施行の際現に条例第９条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第７条第２項の土砂基準及び当該許可に係る条例第17条第４項の特定事業区域内の土壌中の土砂等の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第７条第３項及び第17条第４項の水質基準については、新規則別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水質検査及び土壌検査に関する経過措置）

５　この規則の施行の際現に条例第９条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の項目及び測定方法については、新規則別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　　示

○愛媛県告示第1397号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の６の４第３項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
太陽興産株式会社 小山　俊六	越智郡菊間町種4070番地の２	平成14年７月29日

○愛媛県告示第1398号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、津島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、津島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
津島町北灘字長崎乙957の２及び乙957の３の地先	514.02
津島町曽根字家ノ谷834の２並びに字曽根ノ前931の２から931の６まで、931の８、932の２及び932の３の地先	3,371.55
津島町針木字大波ノ谷259の１から259の３まで、260の１、260の６及び260の７並びに字高立乙11の１、乙11の４及び乙11の７から乙11の９までの地先	4,972.85
津島町平井字森ヶ浜127の11、127の14、130の１及び130の２並びに字森ヶ浜谷137の５、137の６及び139の13並びに字サジカ浦189の２、190の２、191の２、192の２、193の２、194、235の３、236の４、238の１、239の２、240の２、241の２及び241の３の地先	6,711.82

○愛媛県告示第1399号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、津島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称		左記の区域に編入する新たに生じた土地	
		区　域	面　積（平方メートル）
北灘	字長崎	津島町北灘字長崎乙957の２及び乙957の３の地先公有水面埋立地	514.02
曽根	字曽根ノ前	津島町曽根字家ノ谷834の２並びに字曽根ノ前931の２から931の６まで、931の８、932の２及び932の３の地先公有水面埋立地	3,371.55
針木	字大波ノ谷	津島町針木字大波ノ谷259の１から259の３まで、260の１、260の６及び260の７並びに字高立乙11の１、乙11の４及び乙11の７から乙11の９までの地先公有水面埋立地	4,972.85
平井	字サジカ浦	津島町平井字森ヶ浜127の11、127の14、130の１及び130の２並びに字森ヶ浜谷137の５、137の６及び139の13並びに字サジカ浦189の２、190の２、191の２、192の２、193の２、194、235の３、236の４、238の１、239の２、240の２、241の２及び241の３の地先公有水面埋立地	6,711.82

○愛媛県告示第1400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、越智郡関前村地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

１　縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（緊急畑地帯総合整備事業・大下島地区）変更計画書の写し

２　縦覧期間

平成14年８月７日から９月３日まで

３　縦覧場所

関前村役場

○愛媛県告示第1401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、西宇和郡三崎町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

１　縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業・三崎北地区）変更計画書の写し

２　縦覧期間

平成14年８月７日から９月３日まで

３　縦覧場所

三崎町役場

○愛媛県告示第1402号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第５条第３項の規定により、１のとおり公示し、及び２のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

１　届出事項

（八幡浜地方局管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市川上町上泊甲220番地の１ 上　田　吉　則	八幡浜市大字向灘1669番地 山　本　政　喜	八幡浜市大島３番耕地296 伊　藤　優士伸	八　幡　浜	八幡浜漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

(1)　縦覧期間
　平成14年８月６日から同年８月20日まで
(2)　縦覧場所
　八幡浜地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1403号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第８条第２項（同規則第21条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年８月６日

愛媛県知事　加　戸　守　行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年８月６日から８月19日まで

918　平成14年８月６日　印刷
平成14年８月６日　発行
購読料（送料共）　１箇月 1,750円